

支配人	担当

米子市福祉保健総合センター使用(変更)許可申請書

令和 年 月 日 ()

指定管理者 旭ビル管理株式会社

代表取締役 **中村輝彦** 様

申請者 団体名

住所又は所在地

代表者氏名

(電話)

次のとおり、米子市福祉保健総合センター使用(変更)許可を申請します。

使用目的			
使用日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで		
使用場所	大会議室 中会議室 1・2・3 福祉団体活動室 研修室1 研修室2		
利用予定人員			
使用する付属設備及び器具			
使用責任者	住所	〒	
	氏名	(電話)	
米子市福祉保健総合センター使用(変更)許可書 上記の申請について、使用(変更)を許可します。 令和 年 月 日 指定管理者 旭ビル管理株式会社 代表取締役 中村輝彦	使用料		
	施設		円
	冷暖房		円
	消費税		円
許可条件	※条例、規則に定められた事項を遵守してください。	合計	円

この申請書にある記載事項すべての情報を公開することについて

ア. 同意する イ. 同意しない ウ. 下記以外の事項については公開に同意する
公開に同意しない事()

*申込にご記入いただいた内容は、本利用に関することのみを使用させていただきます。

1 この処分（使用料の徴収に関するものは含まれません。以下同じです。）に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることが出来なくなります。）

（地方自治法第244条の4第1項・行政不服審査法第18条第1項本文及び第2項本文）

2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、旭ビル管理株式会社を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

（行政事件訴訟法第8条第1項本文、第11条第2項及び第14条第1項本文）

3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。（行政事件訴訟法第14条第2項本文）